新嵐山スカイパークに関する調査項目

下記は、テナント及び新嵐山株式会社との意見交換を踏まえ、委員会として委託者である町に対する調査項目の整理を行ったものである。

記

町の重要財産である新嵐山スカイパークの大転換・大改革に際し、町の主体性が見えにくく、また、説明責任を十分に果たすべきであるとの観点から、次の項目についての町の見解を確認する。

- 1 施設内の各事業スペースの配置転換や、軽微な改修・修繕等について、指定管理者に任される部分と、町の許可・同意等を必要とする部分の線引きはされているのか。
- 2 管理棟をレストランとして改修する計画が、既存テナントの場所移動に繋がり、事業継続が難しくなった要因との考えもあるが、町の見解はどうか。
- 3 公募の結果、既存のテナントが撤退等したが、後継となる事業者の決定過程で再公募としていないことについて、町の見解はどうか。
- 4 民間事業者同士の協議で進めるべきことは理解するが、施設管理者・委託者として町が協議の支援などをすることはできなかったのか。